

議案第 88 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会計年度任用職員（日額・時間額）の報酬改定の概要

1 趣旨

兵庫県の最低賃金が令和 3 年 10 月 1 日に改定されることを踏まえ、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額が最低賃金額を上回るよう条例改正を行う。

2 報酬額改定内容

(1) 事務員、司書補助及び軽作業員

経験年数 2 年以下区分

	日額 (7 時間勤務)	時間単価
現行	6, 320 円	902 円
改定後	6, 510 円	930 円

(2) 調理補助員

経験年数 2 年以下区分

	日額 (7 時間勤務)	時間単価
現行	6, 410 円	915 円
改定後	6, 510 円	930 円

3 実施時期

公布の日から施行

※最低賃金の改定日に合わせて、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。